

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

結核予防法による医療機関の指定(五四・五五・横手保健所)
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(五六・湯沢保健所)
肥料の登録(五七・農産園芸課)

保安林の指定解除の予定(五八・秋田総合農林事務所)

平成十三年度林業種苗生産事業者講習会の実施(五九・林業政策課)

都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(六〇・都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(六一・北秋田建設事務所)

道路区域の変更(六二・道路環境課)

河川区域の変更による廃川敷地等(六三・河川課)

公告

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(鹿角総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(北秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員退任の届出(仙北総合農林事務所)

市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の決定(雄勝総合農林事務所)

告示

秋田県告示第五十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
有限会社みづら薬局	横手市寿町三番六号	平成十三年十二月二十五日

秋田県告示第五十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
根岸町調剤薬局	横手市根岸町八番三十五号	平成十三年十二月二十七日

秋田県告示第五十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
やまさ薬局湯沢ジャスコ店	湯沢市材木町二丁目一番十八号	平成十四年一月十六日

秋田県告示第五十七号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県 第二百四号	登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量(%) その他の規格	生 産 業 者	氏名又は名称 住所	登録の有効期間
	「米の精」肥料一号	混合有機質肥料 窒素全量三・〇 リン酸全量四・〇 カリ全量一・〇	有限会社 サンワイズ			

秋田県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項

の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

河辺郡	雄和町	種沢	戸草沢	二二六二の二	二、四七九	〇・二四七九	〇・二四七九	〇・二四七九	〇・二四七九	なだれの危険の防止	解除の理由
森 林 の 所 在 場 所				地 番	全 面 積	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由		
郡 市	町 村	大 字	字	帳 見 込 み (平方メートル)	帳 見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由		

(関係図面は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに河辺郡雄和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、次のとおり平成十三年度林業種苗生産事業者講習会を実施するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第百九十四号)第三条の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十五日

一 講習の日時及び場所
 (一) 日時 平成十四年二月二十二日(金)午前十時から午後五時まで
 場所 秋田県森林技術センター(河辺郡河辺町戸島)

秋田県知事 寺田典城

- (一) 種苗に関する法令 二時間
- (二) 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- (三) 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 三 受講申込みに必要な書類

受講申込書(各総合農林事務所林務課備付け)
 なお、受講者は、筆記用具を持参のこと。

四 受講申込書の受付

- (一) 期間 平成十四年一月二十八日から同年二月十三日まで
- (二) 場所 各総合農林事務所林務課

五 講習手数料

金額 一万四千元

- (一) 納付方法 秋田県証紙により納付すること。

六 講習会についての問い合わせ先

各総合農林事務所林務課

秋田県告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類

下水道

二 都市計画の案の名称

秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎瀧都市計画及び河辺都市計画
 画下水道(秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

- (一) 下水管渠
- 削除する部分

- (1) 秋田市四ツ小屋小阿地字上野、四ツ小屋字館野、字下川原、字古川敷、字畑返、字街道東、字家ノ下、字替地及び字道前、御野場五丁目並びに御野場八丁目

- (2) 男鹿市船川港船川字新浜町、字海岸通り一号及び字海岸通り二号、船川港金

四

- (一) 都市計画の縦覧場所
- (二) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (三) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田建設事務所用地課
- (四) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市開発部都市計画課

(一) 削除する部分

- (1) 秋田市四ツ小屋小阿地字上野
- (2) 男鹿市船川港船川字新浜町及び字海岸通り二号
- (3) 南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ
- (4) 河辺郡河辺町戸島字町尻及び松淵字捨水
- (5) 河辺郡雄和町平沢字大面及び椿川字川端

(二) ポンプ場

- (1) 秋田市御野場新町四丁目
- (2) 男鹿市脇本脇本字大石館
- (3) 南秋田郡五城目町大川大川字下川原

- (4) 河辺郡雄和町石田字下大部、平沢字中嶋、字小深田、字大面、字田中、字舟津田及び字金沢、椿川字川端、字方福、字袖ノ沢、字長者屋敷、字小鹿野戸及び字石坂上、芝野新田字辛屋地、字上堰下及び字寺沢並びに田草川字山崎山、字大沢口、字山崎、字太田、字本田、字大又、字鱸、字高野及び字船ヶ沢

- (5) 河辺郡河辺町和田字和田及び字上中野、松淵字高田、字中村、字川原田家の後、字川原田、字行人塚、字捨水及び字向川原、戸島字中川原、字本町、字稗田、字町尻、字川苗代、字中田、字野田及び字下久保並びに畑谷字丸山、字中村及び字大又

- (6) 南秋田郡八郎瀧町真坂字三倉鼻、字鳩ヶ崎、字別当田、字古屋敷、字大川作、字新田家ノ下及び字大道下、夜叉袋字蝦夷湊、字後谷地、字一本木、字中嶋田及び字大嶋田、川崎字嘉美、字貝保、字高田及び字谷地、字イカリ、字蒲沼、字八幡沼、字嶋ノ内、字長沼、字押切、字中久保、字上沖谷地、字昼根下、字上昼根並びに字家ノ後

- (7) 南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ、字東屋敷、字御伊勢堂前、字西屋敷及び字小中嶋
- (8) 川字金川、船川港日詰字羽立及び字餅ヶ沢、脇本田谷沢字要沢、脇本脇本字七沢、字横町道上、字稻荷下、字相染前及び字向山、脇本百川字矢口及び字方丈田、脇本樽沢字神明下、字岡谷地、字大堤、字碓及び字七十刈、脇本浦田字碓尻、字鱈ノ沢、字小坪尻、字宮崎及び字榎下並びに脇本富永字大牧、字小谷地、字飯ノ森、字太田、字東前田、字野田及び字南前田

- (四) 男鹿市船川港船川字泉台六十六番一号 男鹿市産業建設部都市下水道課
 - (五) 南秋田郡五城目町西礪ノ目一丁目一番一号 五城目町建設課
 - (六) 南秋田郡八郎潟町字大道八十番地 八郎潟町建設課
 - (七) 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番二号 河辺町建設課
 - (八) 河辺郡雄和町妙法字上大部四十八番一号 雄和町建設課
- 五 都市計画の縦覧期間 平成十四年一月二十五日から同年二月八日まで

秋田県告示第六十一号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十一年八月十九日付け指令北土 千七百三十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始

一般国道	道路の種類		路線名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	新	旧	百八号	百八号	由利郡由利町川西字奉行免二七番一四から二六番二まで	一〇・〇〇〇、一九・四〇〇	〇・一二五
			百八号			一三・〇〇〇、一八・〇〇〇	〇・一二五

二 供用開始の期日 平成十四年一月二十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年一月二十五日から同年二月七日まで

秋田県告示第六十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川太平洋
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年一月九日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北秋田郡鷹巣町花園町十九番一号
鷹巣町長 岩川 徹
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
北秋田郡鷹巣町綴子字高野尻八十八番十四、八十八番二十三、八十八番二十四、八十八番二十七、八十八番二十八、百八十五番二、百八十五番三及び北秋田郡鷹巣町綴子字掛土野九十

秋田県告示第六十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市太平洋関字堀内一四四番地先	土 地	一六五七・六三平方メートル

四 その他
 関係図面は、建設交通部河川課及び秋田建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から

公 告

三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、鹿角市八幡平土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（長牛地区基盤整備促進事業（かんがい排水））計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月二十八日から同年二月二十五日まで
- 三 縦覧場所 鹿角市役所

平成十四年一月十八日県営土地改良事業（茂内地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡仙南村土地改良区から次のとおり役員（の）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
仙北郡仙南村天神堂字耳取百十四番地

伊 藤 光 明

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、仙南村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（天神堂地区基盤整備促進事業（農道整備））計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月二十八日から同年二月二十五日まで
- 三 縦覧場所 仙南村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 稲川土地改良区
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（稲庭地区農業用河川工作物応急対策事業）計画書の写し
 - 縦覧期間 平成十四年一月二十八日から同年二月二十五日まで
 - (三)(二) 縦覧場所 稲川町役場
- 二 雄勝郡羽後町林崎四十番地柴田均ほか十四人
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（後福島地区ため池等整備事業）計画書の写し
 - 縦覧期間 平成十四年一月二十八日から同年二月二十五日まで
 - (三)(二) 縦覧場所 羽後町役場

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄